

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）による、 授業目的の著作物利用に関する管理について（2021.4.27 改）

教育芸術社

授業目的の円滑な著作物利用を促進するために、2018 年 5 月に著作権法の改正が行われ、2020 年 4 月 28 日から、授業の目的上必要と認められる範囲で、許諾を得ることなく著作物を公衆送信利用できる「授業目的公衆送信補償金制度」が開始されました。

この制度では、教育機関の設置者（公立学校は教育委員会、私立、国立は当該学校法人）が一定の「補償金」を支払うことが利用の条件とされています（2020 年度に関しては特例的に補償金が無償となっていました、2021 年度から本来の制度の運用が開始されています）。

この制度を運用するのは「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS＝サートラス）」という団体で、著作物の利用に当たっては、教育機関の設置者が SARTRAS に対して学校の登録を行い、SARTRAS の補償金規程に則って補償金を支払うこととなっています。

詳細につきましては SARTRAS の HP でご確認ください。

<https://sartras.or.jp/>

◎以下に著作物の公衆送信利用に関する Q&A をご紹介します。

Q.1 教科書の教材を教員が演奏したものを配信して児童生徒に聴かせるのは OK ですか？

A.1 著作権の保護期間が切れている楽曲に関しては無条件に OK です。それ以外の楽曲に関しても、学校の設置者による SARTRAS への登録が行われ、補償金の支払い手続きをすることによって、当該年度中は何度でも利用することができます。ただし「授業目的」から外れることがないように、対象となる児童生徒だけが視聴できる、いわゆる「限定公開」の形を取ることが必須です。

Q.2 教科書の紙面を映した動画を配信で見せることは OK ですか？

A.2 その地区、学校で採択されている教科書については、SARTRAS への手続きを行えば OK です。こちらも「授業目的」から外れることがないように、対象となる児童生徒だけが視聴できる、いわゆる「限定公開」の形を取ることが必須です。

Q.3 指導書の「指導用 CD」や「鑑賞用 CD」の音源を配信することは OK ですか？

A.3 これも上記と同様に SARTRAS への手続きを行えば OK です。ただし、CD に収録された音源にはその音楽の著作者が持つ「著作権」の他にも、その音源を固定したレコード製作者が持つ「著作隣接権（原盤権）」という権利があり、上記 CD に関しては、制作したレコード会社、あるいは教育芸術社が保有しております。

これらの「著作隣接権」についても、「授業目的公衆送信補償金制度」の対象となっており、

申請なく利用できることとなっています。もちろん「授業目的」から外れることがないよう、対象となる児童生徒だけが視聴できる、いわゆる「限定公開」の形を取ることが必須です。

しかし、「鑑賞用 CD」に関しては、海外レーベルと国内のレコード会社との契約に基づいて使用している原盤が含まれていること、学校からの配信利用に当たり、将来における市販品の潜在的販路を阻害する可能性も否定できないこと、すなわち「権利者の利益を不当に害する」ケースに該当する可能性があることから、一部の「著作隣接権」については本来、権利者の許諾を必要とするものもあると考えられます。

ただし、目下の新型コロナウイルス感染拡大や、緊急事態宣言等への対応としていわゆる「オンライン授業」を行う必要上、そうした音源の利用についてもレコード会社から利用の了承を得ております。

《ご利用に際して》

(1) 「指導用 CD」の場合

SARTRAS への手続き以外に特段の手続きは必要ありません。

(2) 「鑑賞用 CD」の場合

SARTRAS への手続きとは別に、利用する音源を明記した「届出書」を、CD の制作者であるユニバーサルミュージック宛にメール添付でご送付願います。

その際、お手数ですが、当社にも同送していただくようお願い致します。

- ① 当社 HP のトップページ下の「新型コロナウイルス感染症対策のための著作物利用について」をクリックする。
- ② 「鑑賞用 CD のオンライン授業における音源使用届出書」をクリックする。
- ③ ダウンロードされた Excel ファイルを開く。
- ④ 「記入例」のシートを参考に、「届出書」のシートに必要な事項を記入して保存する。
- ⑤ 「送付先」にあるユニバーサルミュージックを送付先、教育芸術社を CC 同送先として、保存した Excel ファイルをメールに添付して送付する。

Q.4 「授業支援 DVD」の映像を使った授業の映像、あるいは DVD の映像を配信するのは OK ですか？

A.4 指導書として DVD を購入された学校において、その映像を授業目的に利用することは SARTRAS への手続きのみで可能です。

Q.5 教科書準拠の DVD（ビクターエンタテインメント発売）の映像を使った授業の映像を配信するのは OK ですか？

A.5 SARTRAS への手続きのほか、本来は、著作隣接権など様々な権利の処理が必要になりますが、休業期間中等においては利用可能、という表明をビクターエンタテインメント様からいただいております。ただし、利用に当たっては申請書の提出が必要で、映像によっては使用不可のものもありますので、詳しくはこちらをご覧ください。

[DVD 映像利用ご案内 \(.pdf\)](#)

[映像コンテンツのオンライン授業使用申請書 \(.docx\)](#)

[オンライン授業使用可否一覧_小学生の音楽鑑賞・表現 \(.pdf\)](#)

[オンライン授業映像使用可否一覧_中学生の音楽鑑賞 \(.pdf\)](#)

Q.6 音源や映像を用いたオンライン授業映像、あるいはオンライン授業に用いる音源や映像をサーバー（Google Drive など）にアップして、児童生徒がそこにアクセスして視聴できるようにするのは OK ですか？

A.6 これも SARTRAS への手続きが行われ、授業の対象となる児童生徒に限定して行うことは OK です。ただし、年間で使うものをまとめてアップするのではなく、当該授業で用いるものをその都度アップし、授業が終わればサーバーから削除するようにしてください。なお、ビクター発売の準拠 DVD の映像に関しては、映像のみの配信はできません。

Q.7 学校ではなく、教育委員会が配信主体になる場合も学校と同じ扱いですか？

A.7 SARTRAS への手続きによる利用は、あくまで「教育機関」による利用に限られ、教育委員会から児童生徒への配信は含まれません。したがって、音楽著作物に関しては利用を避けていただくか、利用される場合には関係する管理団体（日本音楽著作権協会＝JASRAC、教科書著作権協会など）及び権利者に使用申請をしていただく必要があります。

【備考】

YouTube など、JASRAC 等の音楽著作権管理団体との契約を結んでいる動画配信サイトへの投稿に関しては、そこに含まれる自演の音楽著作権はクリアされます。ただし CD 等の音源を利用する場合は、「著作隣接権」の処理が必要になり、利用できない場合もあります。

【関係管理団体】

一般社団法人 日本音楽著作権協会(JASRAC)

<https://www.jasrac.or.jp/>

株式会社 NexTone

<https://www.nex-tone.co.jp/>

一般社団法人 教科書著作権協会

<http://www.jactex.jp/>

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

<https://sartras.or.jp/>